

## 社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会（以下、「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下、「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

### (給与の構成)

第2条 常勤役員給与の構成は、年俸制とする。  
非常勤の役員については、俸給額とする。

### (給与の支給)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

### (給与の支給日)

第4条 常勤役員の俸給及び非常勤役員の俸給は翌月15日に支給する。但し、指定日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日に支給する。

### (俸給)

第5条 常勤役員の俸給月額、次のとおりとする。

理事長 月額 120万円

2 非常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。

理事・監事 月額 1万円

3 監事監査の報酬は、次のとおりとする。

1回 15,000円

### (月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第6条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の給与(俸給をいう。以下同じ。)及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

### (端数のない処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

### (実施に必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。